

# 利根川下流域の減災に係る 第3期（R8～R12）取組方針（案）について

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会事務局

# 1) 減災対策協議会の取組方針改定経緯

## 1. 減災対策協議会の取組方針改定経緯

# 1) 減災対策協議会の取組方針改定経緯

- 現行の「利根川下流域の減災に係る取組み方針」は、平成28年9月30日（第3回協議会）に策定された。当初の取組方針策定から5カ年が経過した令和3年5月26日（第9回協議会）に取組方針のうち、主な取組内容等が改定されている。

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生。
  - 平成27年12月10日 社会資本整備審議会答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」
  - 平成27年12月11日 国土交通省は「水防災意識社会再構築ビジョン」として全ての直轄河川とその沿江市町村において、令和2年度を目処に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととした。

- ・平成28年 5月25日 「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」の設立(第1回減災対策協議会)
- ・平成28年 8月 3日 「利根川下流域の減災に係る取組方針」(案)の提案(第2回減災対策協議会)
- ・平成28年 9月30日 「利根川下流域の減災に係る取組方針」の提案(第3回減災対策協議会)

- 平成28年8月、台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生。
  - 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、国土交通省は緊急的に実施すべき事項について「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(以下、「緊急行動計画」という)をとりまとめ(平成29年6月20日)。
  - 水防法の改正(平成29年6月19日施行) 多様な関係者の連携体制を構築する大規模氾濫減災対策協議会制度と中小河川の浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設するとともに、要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化を制定。

- ・平成30年 5月30日 水防法に基づく大規模氾濫減災対策協議会として「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設置

- 中国・四国地方に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめとする大規模水害の発生
  - 平成30年12月13日 社会資本整備審議会答申「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」…多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべき
  - 国土交通省 緊急行動計画を改定(平成31年1月29日)
  - 国土交通省 通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(平成31年3月29日)

- 令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発
  - 令和2年7月 社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」答申
  - 国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進。防災・減災が主流となる社会を目指す。

- ・令和元年台風第19号時(10/12～10/14)の利根川下流域では、取手観測所について戦後からの観測史上7番目、横利根観測所については、5番目の水位を記録。
- ・取手観測所の水位が避難判断水位7.20mを越えたのは昭和57年以来37年ぶり、横利根観測所の水位が氾濫危険水位4.40mを越えたのは昭和34年以来60年ぶり。

# 1) 減災対策協議会の取組方針改定経緯

- 令和3年 5月10日 **災害対策基本法を一部改正** 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など全国各地で頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図る  
→ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村が個別避難計画を作成することを努力義務化。
- 令和3年 5月10日 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る**流域治水関連法を一部改正**  
→ 今既に激甚化している水災害に対応するため、①国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「流域治水プロジェクト」を速やかに実施すること、②現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充する法的枠組みを制定。
- 令和3年 7月15日 **水防法を一部改正** 流域治水関連法の一部改正に伴い、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進するために、法的枠組みにより実効性を高め、強力で推進する  
→ 水害時及び土砂災害時における要配慮者利用施設の利用者の実効性のある避難の確保を確実なものとするため、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練の報告が義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告できる法的枠組みを制定。

- ・当初の取組方針策定から5カ年の経過
- ・令和3年5月26日 平成31年3月29日通知を踏まえ、第2期5カ年を目標年限とした「**減災対策協議会取組方針の改定(案)**」を提案(第9回協議会)

- 令和5年 8月30日 流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画をとりまとめた「**水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会**」とりまとめを公表  
→ 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、①知る、②捉える、③行動することで自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進

- 令和7年 8月 **住民防災意識調査**の実施  
→ 利根川下流域の浸水想定区域内(国管理区間)の自治体住民を対象に、現時点の防災意識到達度を把握し、防災・減災対策の取組項目検討の基礎資料とすることを目的に、Webアンケート調査を実施

- 令和7年11月12日 第3期5カ年を目標年限とした取組方針に向けた**関係機関との意見交換会**を実施  
→ 利根川下流域大規模氾濫時に関する減災対策協議会の構成員である関係機関を対象に、**令和3年度～令和7年度に実施した取組内容等のフォローアップ調査結果**、Webアンケート方式による住民防災意識調査結果を踏まえて、第3期取組方針の策定に向けた意見交換会を実施

- ・令和8年〇〇月〇〇日 令和7年5月13日事務連絡を踏まえ、第3期5カ年を目標年限とした取組方針の改定

# 2) 利根川・江戸川流域治水プロジェクト

## 利根川・江戸川流域治水プロジェクト【位置図】利根川下流区間 ～我が国の社会経済活動の中核を担う首都圏を抱える関東平野を守る抜本的な治水対策の推進～

**R3.3策定**  
**R5.3更新**

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱える利根川・江戸川においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、利根川本川の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和22年9月カスリーン台風と同規模の洪水に対して資産の集中する首都圏中枢部での越水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - ・堤防の整備
  - ・河道掘削及び導流堤処理
  - ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池等の整備
  - ・開発行為に対する流出抑制施設設置の義務化、又は流出抑制の指導
  - ・雨水流出抑制施設の設置又は補助・助成等の実施
  - ・排水ポンプ整備、排水機場の耐水化 等

- 被害対象を減少させるための対策
  - ・防災指針を反映した立地適正化計画の検討・策定
  - ・家屋等の移転、浸水防止対策への補助・助成等の実施 等

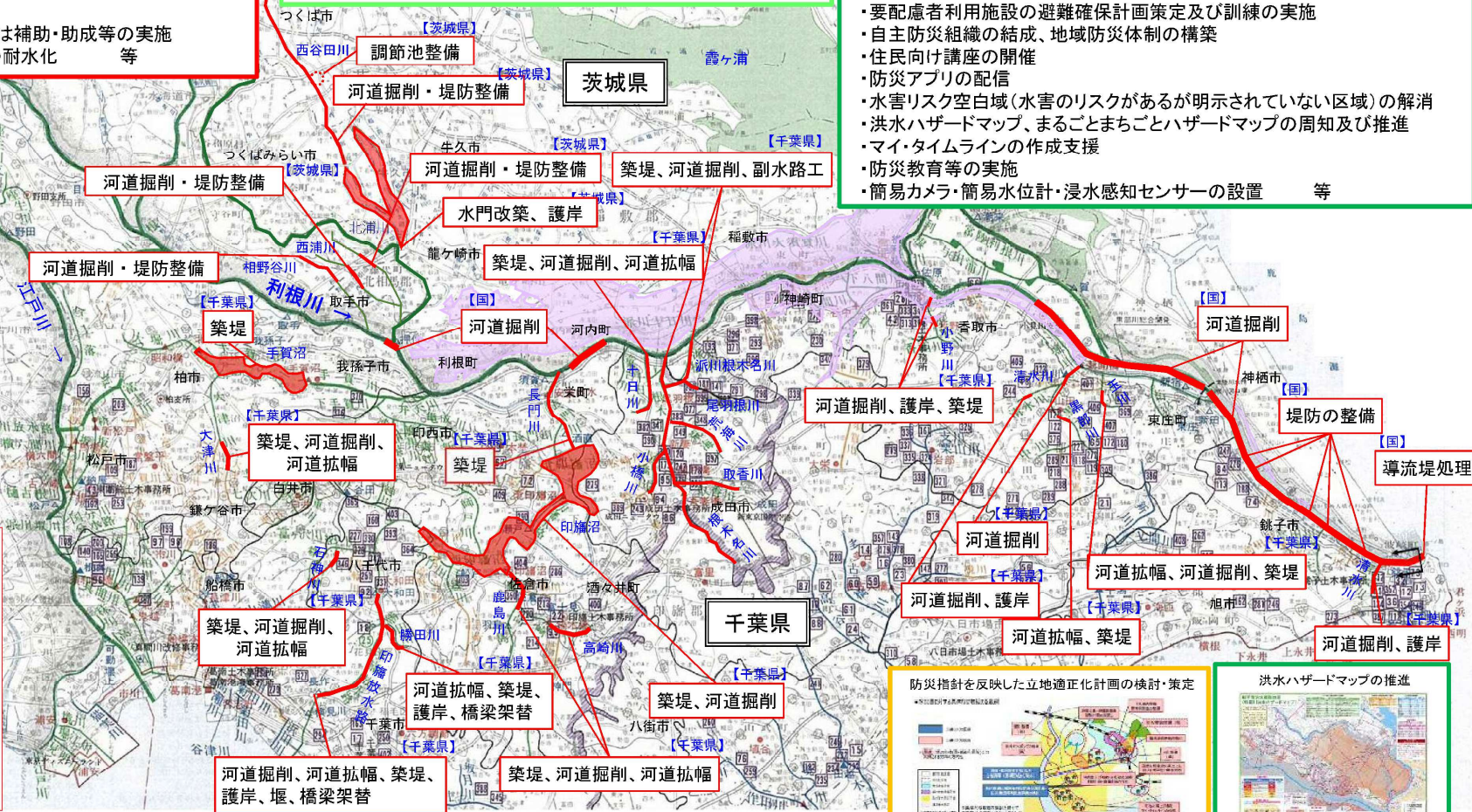
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
  - ・情報伝達方法・内容の改善(防災無線のデジタル化等)及び伝達訓練の実施
  - ・災害対策本部の体制・運用の充実
  - ・内水排除のための訓練
  - ・避難所開設・運用の充実(感染症対策を含む)
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定及び訓練の実施
  - ・自主防災組織の結成、地域防災体制の構築
  - ・住民向け講座の開催
  - ・防災アプリの配信
  - ・水害リスク空白域(水害のリスクがあるが明示されていない区域)の解消
  - ・洪水ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップの周知及び推進
  - ・マイ・タイムラインの作成支援
  - ・防災教育等の実施
  - ・簡易カメラ・簡易水位計・浸水感知センサーの設置 等

■ グリーンインフラの取り組み 詳細次ページ



**凡例**

- 浸水想定範囲 (整備計画規模)
- 大臣管理区間
- 堤防整備・河道掘削等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。※上図において氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策等は含まれていない。

## 2) 利根川・江戸川流域治水プロジェクト

### 「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」

- 「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」は、令和元年東日本台風で発生した戦後最大を超える洪水による甚大な被害を踏まえて、**戦後最大の昭和22年9月カスリーン台風と同規模の洪水に対して、資産の集中する首都圏中枢部での越水を防止**し、流域における浸水被害の軽減を図ることを目的に策定。
- 利根川下流域(国管理区間)の流域治水プロジェクトは、利根川流域全体を対象とした「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」の利根川下流区間として、令和3年3月31日に策定され、令和4年度、令和5年度に更新。



### 「利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0」へバージョンアップ

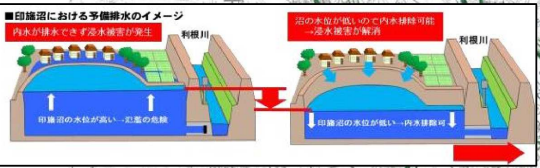
- 「利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0」は、**気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減り**することを踏まえ、**流域治水の取組を加速化・深化させるために、必要な取組を反映**して「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」を更新。
  - 利根川下流区間では、利根川・江戸川河川整備計画における洪水に対して2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、浸水世帯数が約55,600世帯(現況の約3.3倍)になると想定。
- 利根川下流区間の「利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0」は、気候変動(2℃上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、利根川・江戸川河川整備計画における洪水に対し、**2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を安全に流下させることを目指して、新たに必要な取組(対策)を追加**し、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす」、「被害対象を減少させる」及び「被害の軽減、早期復旧・復興」の3本柱による治水対策を推進。

# 2) 利根川・江戸川流域治水プロジェクト

## 利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0【位置図】利根川下流区間 ～我が国の社会経済活動の中核を担う首都圏を抱える関東平野を守る抜本的な治水対策の推進～ R6.3 更新

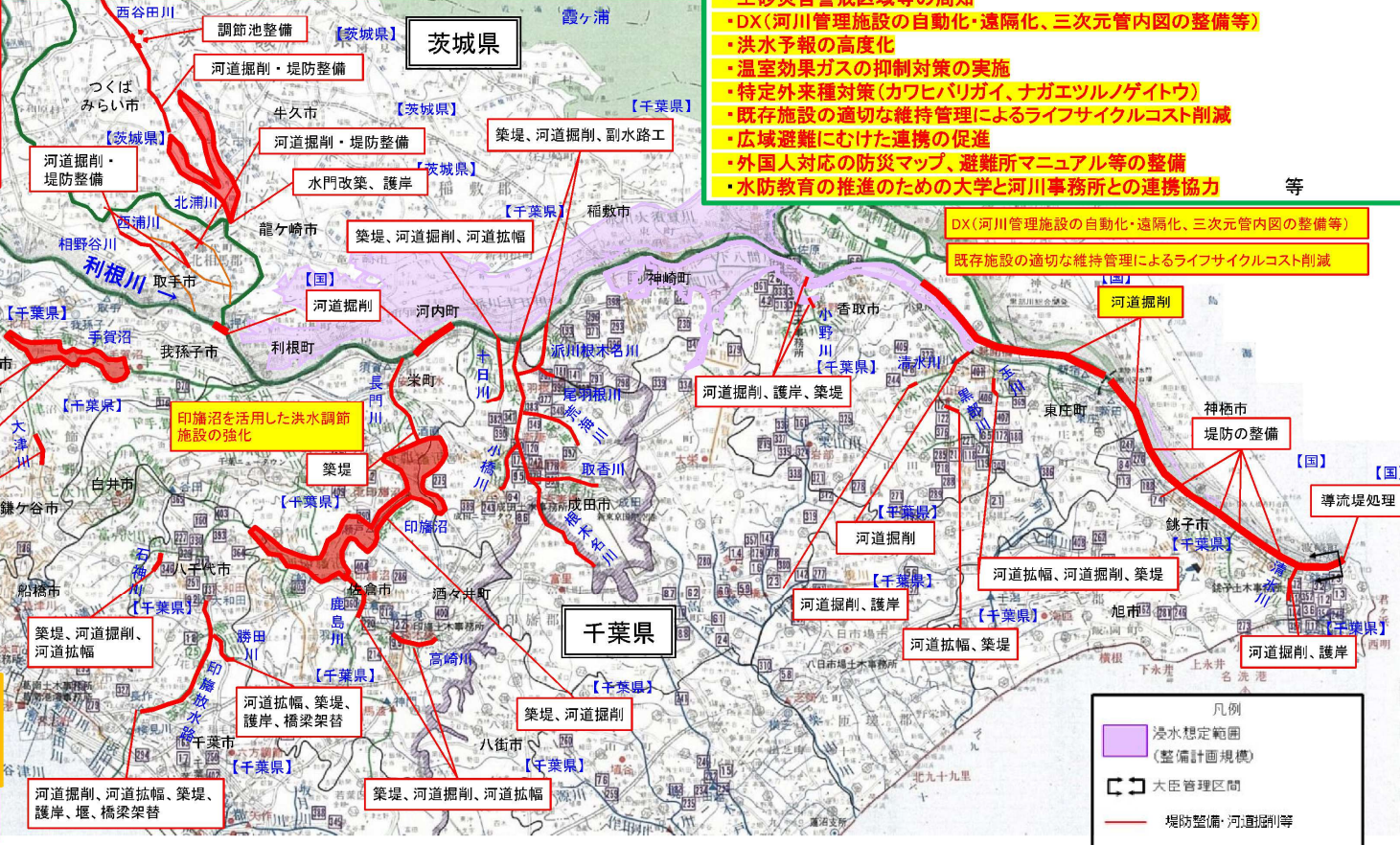
○利根川下流部の国管理区間においては、気候変動（2℃上昇）下でも目標とする治水安全度を維持するため、利根川・江戸川河川整備計画における洪水に対し2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指すとともに、多自然川づくりを推進します。

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - ・堤防の整備
  - ・河道掘削及び導流堤処理
  - ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池等の整備
  - ・開発行為に対する流出抑制施設設置の義務化、又は流出抑制の指導
  - ・雨水流出抑制施設の設置又は補助・助成等の実施
  - ・排水ポンプ整備、排水機場の耐水化
- 手賀沼の事前放流
- 印旛沼を活用した浸水被害の軽減
- 河道掘削の更なる促進
- 掘削土の有効活用および掘削土を活用した堤防強化や高台整備
- 田んぼダムの推進および農地保全
- 雨水排水ポンプの増強
- 透水性舗装の推進 等



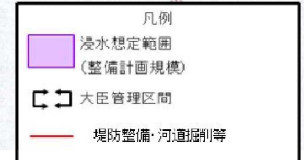
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
  - ・情報伝達方法・内容の改善（防災無線のデジタル化等）及び伝達訓練の実施
  - ・災害対策本部の体制・運用の充実
  - ・内水排除のための訓練
  - ・避難所開設・運用の充実（感染症対策を含む）
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定及び訓練の実施
  - ・自主防災組織の結成、地域防災体制の構築
  - ・住民向け講座の開催

- ・防災アプリの配信
- ・水害リスク空白域（水害のリスクがあるが明示されていない区域）の解消
- ・洪水ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップの周知及び推進
- ・マイ・タイムラインの作成支援
- ・防災教育等の実施
- ・簡易カメラ・簡易水位計・浸水感知センサーの設置
- まちづくりと連携した防災拠点の整備、水防資機材の拡充
- 関係機関による洪水に対するリスクの高い箇所（重要水防箇所）の共同点検
- 土砂災害警戒区域等の周知
- DX（河川管理施設の自動化・遠隔化、三次元管内図の整備等）
- 洪水予報の高度化
- 温室効果ガスの抑制対策の実施
- 特定外来種対策（カブヒバリガイ、ナガエツルノゲイトウ）
- 既存施設の適切な維持管理によるライフサイクルコスト削減
- 広域避難にむけた連携の促進
- 外国人対応の防災マップ、避難所マニュアル等の整備
- 水防教育の推進のための大学と河川事務所との連携協力 等



- 被害対象を減少させるための対策
  - ・防災指針を反映した立地適正化計画の検討・策定
  - ・家屋等の移転、浸水防止対策への補助・助成等の実施
- 遊水機能を確保するための土地利用規制 等

- グリーンインフラの取り組み



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。※上図において氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策等は含まれていない。

### 3) 減災対策協議会の位置付け

- 現在の「減災対策協議会」の取組項目は、「流域治水協議会（利根川・江戸川流域治水プロジェクト）」におけるソフト対策に位置づけられている。

#### 流域治水協議会

#### 利根川下流域流域治水協議会

（設立：令和2年8月7日）

※利根川下流域内の河川整備が必要な河川

##### 【主な協議事項】

・上記以外の森林や農地等を含めた流域治水による総合的な取組に関する事項

#### 【水防法】大規模氾濫減災対策協議会 利根川下流域大規模氾濫に関する 減災対策協議会

（設立：平成28年9月30日）

※洪水により相当な損害が生じる河川

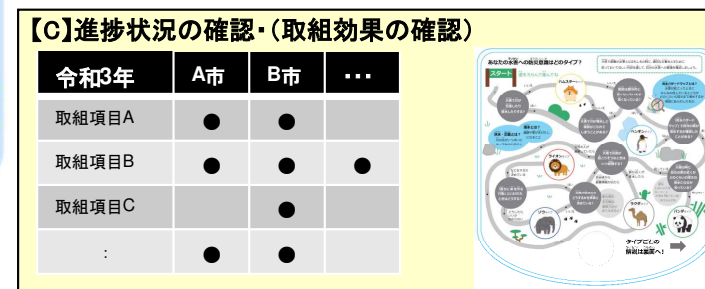
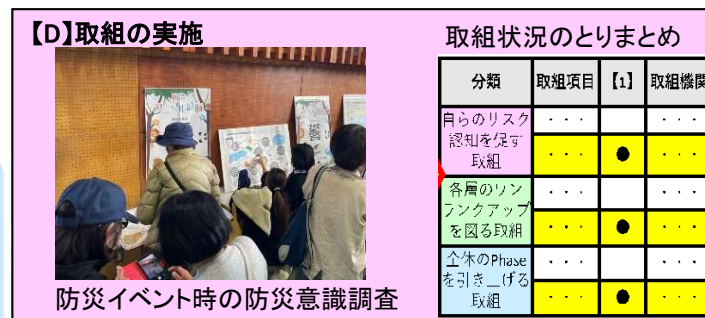
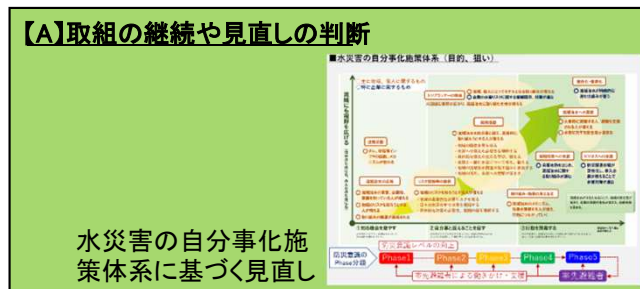
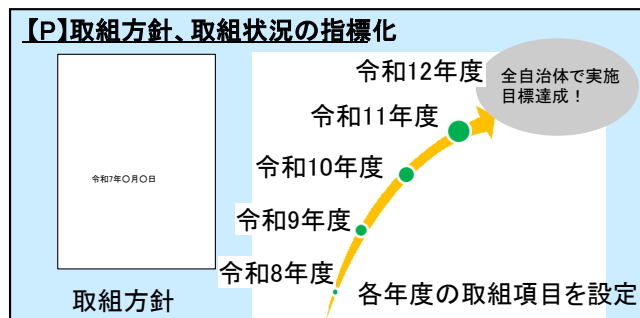
##### 【主な協議事項】

・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする浸水防止・軽減に関する事項

## 2. 減災対策協議会の第3期取組方針

# 1) 減災対策協議会の第3期取組方針

- これまでの取組方針のフォローアップ結果と住民防災意識調査を踏まえ、今後の減災対策を加速させるには、地域自らが必要な対策を選択・評価・改善する“PDCAサイクル”の構築が不可欠である。
- 特に利根川下流河川事務所管内においては、防災意識調査結果に基づき、「水災害の自分事化」を促すフォローアップを継続的に実施していく必要がある。
- 具体的には、地域の防災意識や浸水リスク、自治体の取組状況を分析して重点取組を立案する。その際、「まるごとまちごとハザードマップ」の展開や防災教育、マイ・タイムライン研修会といった、水災害の自分事化を進める対応策を重点取組に反映することが重要である。
- これらの優良事例を水平展開することで地域主導の取組を推進し、継続的なフォローアップを通じて、自治体や地域主体による自律的な対策の見直しを図っていく。





# 3) 第3期取組方針における4つの視点

- 第3期取組方針を改定するために、令和4年6月改定以降、減災を取り巻く環境は大きく変容しており、それらがもたらす社会情勢の変化等を第3期取組方針検討の視点とし、更新する取組項目等の箇所を選定する。

## 4つの視点

### フォローアップ結果における課題

①人材不足・体制強化、②計画・情報の理解不足や策定の困難さ、③施設や資機材の整備計画・配置計画の検討段階、④住民への情報伝達・防災意識の向上、⑤実践的な訓練の実施不足・社会情勢への適応

改定の視点	更新の背景・理由	主な取組の例	フォローアップにおける課題との対応
1.市町へのフォローアップ結果	関係市町の課題やニーズ、これまでの取り組みの評価を反映するため	各市町の実施・整備状況、国や都道府県への要望事項、市町間の共通課題に対応	①～⑤
2.流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトを受けて実施された対策を反映するため	流域治水プロジェクトによるハード・ソフト対策(堤防整備、マイ・タイムライン等)を盛り込んだ最新の治水対策、流域対策	⑤
3.自分事化に資する活動	住民一人ひとりの防災意識を高めるため	学校における防災教育、地域コミュニティでの取り組み、高齢者・外国人への配慮に関する内容	②、④
4.時点更新	・最新のデータや社会・人口動態の変化、新たな要請を反映するため	・新たな災害の追加、社会・人口動態の変化(高齢者人口の割合の増加)、要配慮者利用施設への避難確保計画作成、災害対策基本法改正など最新の法的・社会的要請	⑤
	・頻発・激甚化する災害や国の取り組みに対応するため (社会情勢の変化)	・流域治水協議会における取組内容、自分事化検討会の提言内容	⑤
	・ICTやAI、IoT技術の進展を災害対策に取り入れるため (デジタル・テクノロジーの活用)	・AIによる災害予測・情報分析、SNS・スマートフォンアプリ、ドローン活用などに関する項目	①、⑤
	・公助だけでなく、自助・共助を促す枠組みを強化するため (民間との連携)	・企業の事業継続計画(BCP)策定支援など、民間との連携に関する項目	①、⑤

# 第3期取組方針(案)の減災のための目標の検討方針

## 第3期取組方針(案)の作成

- 第3期取組方針に向けた4つの視点をもとに、関係市町へのフォローアップ結果、住民防災意識調査結果等を踏まえて、第3期取組方針(案)を作成した。
- 表の左側に現行の取組方針の内容を記載し、表の右側に第3期取組方針(案)として、現状、課題及び主な取組内容等の追記または削除する更新箇所を記載した。

## 第3期取組方針(案)の更新内容

- ・ はじめに: 取組方針の改定の経緯等の内容を追加
- ・ 利根川下流域の概要と主な課題: 令和元年10月東日本台風の概要を追加
- ・ 現状の取組状況: 市町へのフォローアップ結果を踏まえて更新
- ・ 5年間で達成すべき目標、3本柱、重点項目: 住民防災意識調査結果を踏まえて更新

# 第3期取組方針(案)の減災のための目標

- 利根川下流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「水災害の自分事化」の提言を踏まえて、「5年間で達成すべき目標」、「取組方針の目標達成に向けた3本柱」を更新し、新たに「重点項目」を設定する。

## 5年間で達成すべき目標

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)(案)
<p><b>【5年間で達成すべき目標】</b></p> <p>利根川下流部における大規模水害に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。</p> <p>※ 大規模水害: 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害            ※ 逃げ遅れ: 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態            ※ 社会経済被害の最小化: 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態</p>	<p><b>【5年間で達成すべき目標】</b></p> <p>利根川下流部において洪水被害に対する住民の避難行動につなげてもらうための取組を推進し、「逃げ遅れゼロ」を目指す。</p> <p>※ 逃げ遅れ: 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態</p>	<p><b>【5年間で達成すべき目標(案)】</b></p> <p>利根川下流域において、洪水被害に対する住民の避難行動につなげてもらうため<b>水災害の自分事化の取組を推進し、関係主体が協働して「逃げ遅れゼロ」を目指す。</b></p> <p>※ 逃げ遅れ: 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態</p>
		<p><b>【変更理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水災害を自分事としてとらえ、主体的に行動することを強く促す。</li> <li>● さらに視野を広げ、流域全体の被害や水災害対策の全体像の認識を持たせることで、流域治水の取り組みを推進する。</li> </ul>

# 第3期取組方針(案)の減災のための目標

## 取組方針の目標達成に向けた3本柱

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)(案)
<p>上記目標の達成に向け、ハード対策に加え、利根川下流部において、以下の項目を3本柱とする取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</li><li>②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</li><li>③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</li></ul>	<p>上記目標の達成に向け、利根川下流部において、以下の項目を3本柱とする取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</li><li>②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</li><li>③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</li></ul>	<p>上記目標(案)の達成に向け、利根川下流域において、以下の項目を3本柱とする取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組</li><li>②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</li><li>③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組</li></ul> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 変更なし</li></ul>

# 第3期取組方針(案)の減災のための目標

## 重点項目の設定

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)(案)
記載なし	記載なし	<p>利根川下流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「水災害の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。</p> <p>特に、以下の3項目について、利根川下流域で重点的に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①水災害を「自分事」にする: 受動的広報から能動的啓発へ</li><li>②リーダーが「旗を振る」: 率先避難を促す共助の核づくり</li><li>③防災力を「底上げする」: 日常と教育を起点とした防災力の連鎖</li></ul> <p>(次頁へ続く)</p>

# 第3期取組方針(案)の減災のための目標の検討

## 重点項目の設定

第一期(H28～R2)	第二期(R3～R7)	第三期(R8～R12)(案)
		<p>【追加理由】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 水災害リスクの認知と自分ごと化を図り、行動の入り口へ導くことで、フェイズ1～3の人口をフェイズ4以上へ押し上げる。</li><li>• 地域防災を担うリーダーの育成と、助け合いの仕組みを構築することで、フェイズ4、フェイズ5の行動力・影響力を強化し、他者の避難を促進する。</li><li>• 防災意識を段階的に高め、具体的な行動をとる人の割合を増やすことで、全フェイズを通じて継続的に防災意識の底上げを図る。</li></ul>

# 5ヶ年取組の現状と課題、第3期取組に向けた要点(1/2)

- 第3期取組方針の改定にあたって、令和3年5月改定以降、減災を取り巻く環境は大きく変容していることから、①市町へのフォローアップ結果、②流域治水プロジェクトの視点及び意見交換会で出た意見を反映し、(R8～12)第3期取組に向けた要点を整理した。

具体的な取組の柱 事項 具体的な取組	旧 No.	新 No.	利根川下流域の減災に係る取組項目 青字:流域治水プロジェクトとの整合による文言の修正 赤字:意見交換会の結果による文言の修正 緑字:その他文言の修正	(R8-R12)第3期取組に向けた要点	進捗率が低い 進捗率を高め ていく取組項目	進捗率が高い より質を高めて いく取組項目	流域治水プロ ジェクトとの整合 青字:文言修正	意見交換会・意 見照会の 意見 赤字:文言修正
1.ソフト対策								
(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組								
1.避難指示等の 発令基準	1	1	沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。	継続実施: 「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始する。これを踏まえ、関係機関の防災関連資料の更新が必要である。				
	2	2	沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。					
	3	3	沿川市町:基準水位の見直しや災害対策基本法等の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。					
	4	4	沿川市町以外:災害対策基本法等の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。					
2.避難場所・避 難経路	5	5	広域避難計画策定の推進を図る。	継続実施:計画策定は進んでいるが、実運用や連携調整に課題があるため、広域避難計画・訓練の検討を支援する取組が必要	○			○
	6	6	広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。		○			○
3.リスク情報の 周知	-	-	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 (気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート)	R3時点 公表済み 以後継続				
	7	7	想定最大外力を反映した洪水HMを策定(水防法第15条の11)するとともに外国人 対応の防災マップを作成する。	継続実施: ・進捗率が高いが、住民にリスクを認知してもらうためHMを活用したまち歩きやイベントの実施等の取組をより深化していく必要 ・利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0による対策との整合を図るため、文言を一部修正		○	○	
	8	8	想定最大外力を反映した洪水HM等の配布及び内容の説明等により周知する。(水防法第15条の11)			○	○	○
4.避難住民等へ の情報伝達体制 や方法	9	9	円滑な避難行動を実施するため国、市町(災害対策本部)、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施し、地域防災体制の構築を図る	継続実施:利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0による対策との整合を図るため、文言を一部修正			○	○
5.住民等への情 報伝達体制や 方法	-	-	洪水情報のプッシュ型配信の実施	R3時点で削除				
	10	10	スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する	継続実施:進捗率が高いが、災害時の確実な情報伝達のため、定期的な訓練開催等の取組をより深化していく必要		○		○
	11	11	水防災意識社会に関する資料等の作成及びイベント等による広報を推進する。	継続実施: ・進捗率が高いが、令和7年度に実施した住民防災意識調査を踏まえ、リスクを認知していない層への広報活動等の取組をより深化していく必要 ・意見交換会の結果を踏まえ、「イベント等」の広報手法についての文言を追記		○		○
	12	12	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。	継続実施				○
	13	13	水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。	継続実施				○
14	14	小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。	継続実施:進捗率が高いが、国や自治体の支援なしに地域の小中学校の教員が主体的に実施していくような仕組み等の取組をより深化していく必要		○		○	

# 5ヶ年取組の現状と課題、第3期取組に向けた要点(2/2)

具体的な取組の柱		旧 No.	新 No.	利根川下流域の減災に係る取組項目 青字:流域治水プロジェクトとの整合による文言の修正 赤字:意見交換会の結果・意見照会による文言の修正 緑字:その他文言の修正	(R8-R12)第3期取組に向けた要点	進捗率が低い 進捗率を高め ていく取組項目	進捗率が高いが、 より質を高めて いく取組項目	流域治水プロ ジェクトとの整合 青字:文言修正	意見交換会・意 見照会の 意見 赤字:文言修正
1.ソフト対策									
(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組									
6.避難誘導体制	15	15	避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。	継続実施					○
	16	16	日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。	継続実施					○
	17	17	要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。(水防法第15条の3)	継続実施					
	18	18	要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。(水防法第15条の3)	継続実施					
	19	19	沿川市町:住民一人一人の避難計画(「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」)の策定推進及び訓練を実施していく。	継続実施					○
	20	20	避難所の開設に伴う、感染症や外国人等に対する対応を含めた避難所マニュアル等について検討・整備を行う。	継続実施:利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0による対策との整合を図るため、文言を一部修正				○	○
	21	21	鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。	継続実施					
(2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
7. 河川水位等に係る情報提供	22	22	水防に関する広報を推進していく。	継続実施:進捗率が高いが、令和7年度に実施した住民防災意識調査を踏まえ、リスクを認知していない層への広報活動等の取組をより深化していく必要			○		○
	23	23	水防(防災)訓練を実施する。	継続実施:進捗率が高いが、定期的な訓練実施等、災害時に対応できるように取組をより深化していく必要			○		○
	24	24	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。	継続実施					
	25	25	隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。	継続実施:進捗率が高いが、定期的な訓練実施等、災害時に対応できるように取組をより深化していく必要			○		
	8.河川の巡視・点検	26	26	広域的な水防支援体制を推進していく。	継続実施				
27		27	広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。	継続実施					
28		28	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。	継続実施					
29		29	沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所を共同点検を実施する。	継続実施					
30		30	沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。	継続実施					
9.水防資機材の整備状況	31	31	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。	継続実施:進捗率が高いが、定期的な訓練実施や連絡体制の確認等、災害時に対応できるように取組をより深化していく必要			○		
	10.市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	32	32	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。	継続実施:進捗率が低い、BCPと連携した水害時対応マニュアル等の作成を支援する取組が必要	○			
		33	33	洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。	継続実施:進捗率が低い、BCPと連携した水害時対応マニュアル等の作成を支援する取組が必要	○			
		34	34	大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。	継続実施:進捗率が低い、大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を支援する取組が必要	○			
		35	35	自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により病院・企業等へ周知する。	継続実施:意見照会の結果を反映し、記載方法を修正				
(3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組									
11.排水施設、排水機資材の操作、運用	36	36	河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	R6時点 作成済み : 以後見直し等を継続		※			
	37	37	排水計画等を考慮した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)	継続実施:進捗率が低い、支援する取組が必要		○			

※ 排水計画(案)を別途共有します。

# 5ヶ年取組の現状と課題、第3期取組に向けた要点(2/2)

具体的な取組の柱		旧 No.	新 No.	利根川下流域の減災に係る取組項目 青字:流域治水プロジェクトとの整合による文言の修正 赤字:意見交換会の結果による文言の修正 緑字:その他文言の修正	(R8-R12)第3期取組に向けた要点	進捗率が低い ため進捗率を高め ていく取組項目	進捗率が高いが、 より質を高めて いく取組項目	流域治水プロ ジェクトとの整合 青字:文言修正	意見交換会・ 意見照会の 意見 赤字:文言修正
事項	具体的取組								
2.ハード対策の主な対策									
(1)洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策									
	1.洪水を河川内で安全に流す対策	-	-	優先的に実施する小堤防整備	・流域治水協議会にて対応				
	2.危機管理型ハード対策	-	-	優先的に実施する小堤防整備優先的に実施する堤防天端の保護	・流域治水協議会にて対応				
(2)避難行動、水防活動、排水活動に関する基盤等の整備									
	1.雨量・水位等の観測データおよび洪水等の状況を把握・伝達するための基盤整備	-	-	簡易水位系や量水標、CCTVカメラ等の設置	・流域治水協議会にて対応				
	2.住民等への情報伝達体制や方法	-	-	円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備	・流域治水協議会にて対応				
	3.水防資機材の整備	-	-	迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理	・流域治水協議会にて対応				
	4.市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	-	氾濫形態に応じた廃污水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施	・流域治水協議会にて対応				

# 第3期取組方針の減災のための目標(R8～R12)

## 5年間で達成すべき目標

利根川下流域において、洪水被害に対する住民の避難行動につなげてもらうため**水災害の自分事化の取組を推進し、関係主体が協働して「逃げ遅れゼロ」を目指す。**

※ 逃げ遅れ: 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

## 取組方針の目標達成に向けた3本柱

上記目標(案)の達成に向け、利根川下流域において、以下の項目を3本柱とする取組を実施する。

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

## 重点項目

利根川下流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「水災害の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

特に、以下の3項目について、利根川下流域で重点的に取り組んでいく。

- ① 水災害を「自分事」にする: 受動的広報から能動的啓発へ
- ② リーダーが「旗を振る」: 率先避難を促す共助の核づくり
- ③ 防災力を「底上げする」: 日常と教育を起点とした防災力の連鎖

# 第3期5ヶ年の取組項目

## 利根川下流域の減災に係る取組項目

### 1.ソフト対策

#### (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。                        |
| 2  | 沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。                      |
| 3  | 沿川市町：基準水位の見直しや災害対策基本法等の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。                                 |
| 4  | 沿川市町以外：災害対策基本法等の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。                                       |
| 5  | 広域避難計画策定の推進を図る。  |
| 6  | 広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。  |
| 7  | 想定最大外力を反映した洪水HMを策定（水防法第15条の11）するとともに外国人対応の防災マップを作成する。                        |
| 8  | 想定最大外力を反映した洪水HM等の配布及び内容の説明等により周知する。（水防法第15条の11）                              |
| 9  | 円滑な避難行動を実施するため国、市町（災害対策本部）、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施し、地域防災体制の構築を図る。 |
| 10 | スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。                                       |
| 11 | 水防災意識社会に関する資料等の作成及びイベント等による広報を推進する。  |
| 12 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。   |
| 13 | 水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。  |
| 14 | 小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じ教員に対する講習会も実施する。                                   |
| 15 | 避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。  |
| 16 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。                  |
| 17 | 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。（水防法第15条の3）   |
| 18 | 要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。（水防法第15条の3）                                      |
| 19 | 沿川市町：住民一人一人の避難計画（「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」）の策定推進及び訓練を実施していく。                      |
| 20 | 避難所の開設に伴う、感染症や外国人等に対する対応を含めた避難所マニュアル等について検討・整備を行う。                           |
| 21 | 鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。                          |

# 第3期5ヶ年の取組項目

## 利根川下流域の減災に係る取組項目

### 1.ソフト対策

#### (2) 洪水氾濫による被害の軽減,避難時間の確保のための水防活動の取組

- |    |   |
|----|---|
| 22 | 水防に関する広報を推進していく。                                  |
| 23 | 水防(防災)訓練を実施する。                                    |
| 24 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。                         |
| 25 | 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。                          |
| 26 | 広域的な水防支援体制を推進していく。                                |
| 27 | 広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。            |
| 28 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。                   |
| 29 | 沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所共同点検を実施する。 |
| 30 | 沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。     |
| 31 | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。                        |
| 32 | 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。     |
| 33 | 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。           |
| 34 | 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。                    |
| 35 | 自助としての自衛水防(水防活動)の重要性を説明会等により病院・企業等へ周知する。          |

#### (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

- |    |  |
|----|--|
| 36 | 河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成し、実出水や訓練等を踏まえ継続的な見直し等を行う。 |
| 37 | 排水計画等を考慮した排水訓練を実施する。(内水氾濫も含む)  |